

# 第6期白石市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画

～地域包括ケアシステムの構築の実現を目指して～



## 計画策定の背景

団塊の世代が75歳となる2025年（平成37年）を見据えて、介護保険法の大幅な見直しを行うことで介護保険財政の長期安定と地域全体で見守る体制づくりの構築（地域包括ケアシステム）を図ることになりました。

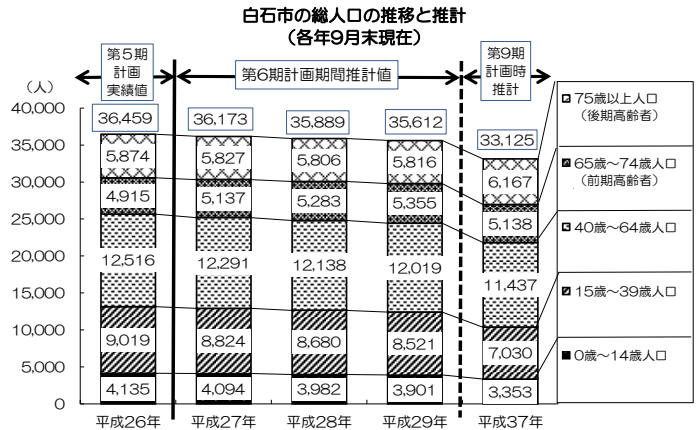
高齢者を支援する地域包括ケアシステムを構築していくために福祉・保健・医療の各サービスの充実を図るとともに、介護予防を重点にした施策を展開し、高齢者の健康寿命の延伸に繋げていくことが重要です。また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく自立して暮らしていくために、生きがいづくりや社会的な役割への参加を促すと共に、地域の特性を生かしながら高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりが必要とされていきます。

本計画では、平成27年度から平成29年度までの、本市における高齢者施策の基本的な考え方や具体的な取り組みを総合的かつ体系的に示し、平成37年を目処に地域包括ケアシステムを構築し、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた自宅や地域で安全に、安心して暮らせる地域社会の実現を市民と行政との連携・協働により達成することを目的に策定しています。

# 1. 高齢者人口と要支援・要介護認定者の推移と推計

## 人口・高齢化の推移と推計

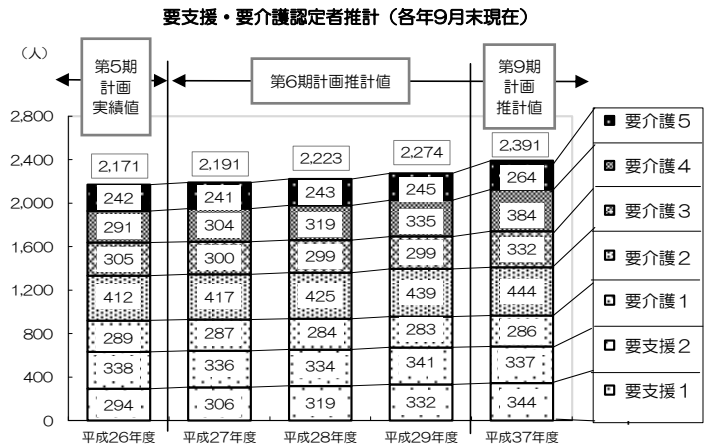
高齢者人口（65歳以上人口）では平成26年が10,789人で、今後の推計では平成29年が11,171人、10年後の平成37年時点で11,305人と増加傾向が予測されます。総人口に占める高齢化率をみると、平成26年では29.6%に対して、平成27年以降から30%を超えることが予測され、平成29年には31.4%と1.8ポイント増加し、高齢化が加速することが見込まれます。



## 要支援・要介護認定者の推移と推計

本市の要支援・要介護認定者数の推計について、平成22年から平成26年の人口推計年齢別をもとに、平成24年～平成25年の要介護度ごとの年齢別出現率を乗じて算出しています。

第6期計画期間の要支援・要介護認定者数の推計では、平成27年度で2,191人から平成29年で2,274人と増加し、10年後の平成37年時点で2,391人に増加するものと推計しました。



# 2. 計画期間と日常生活圏域の設定

### ●計画期間

本計画は、法の定めにより、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定し、今期は第6期（平成27年度～29年度の3年間）の計画として定めます。さらに、団塊世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えた期間を視野に計画しました。

■2025年を見据えた介護保険事業計画



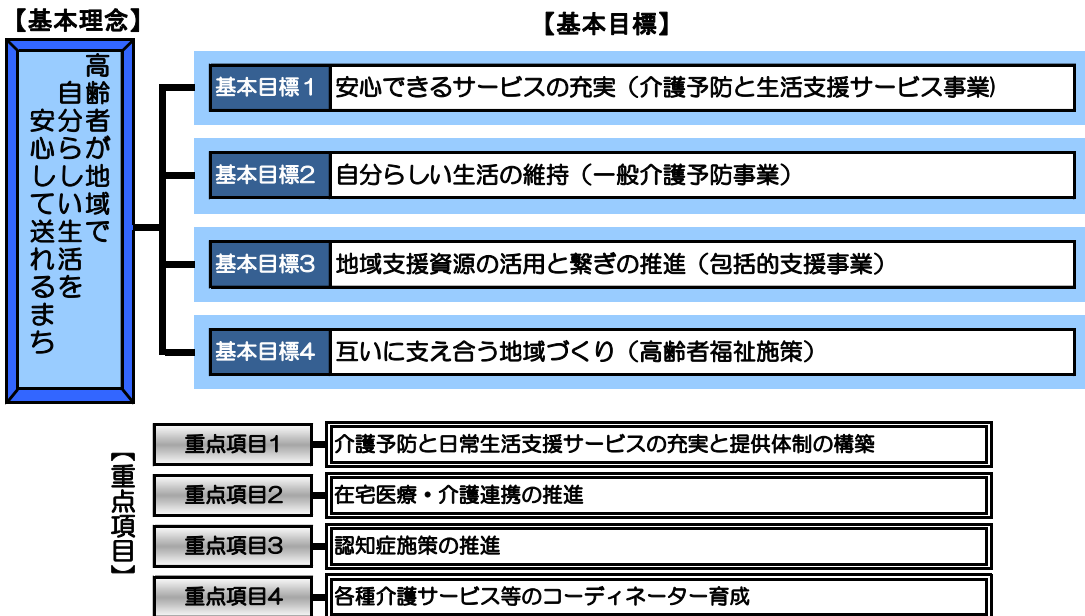
### ●日常生活圏域の設定

本市は、行政範囲が広く、交通事情や日常生活用品等の購買可能箇所への片寄り、公共施設の設置状況など、旧町村（大字地区）ごとに抱える問題・課題に多少なりとも差が生じていることから、日常生活圏域を次の9圏域に改めます。①白石（旧町）地区 ②越河地区 ③斎川地区 ④大平地区 ⑤大鷹沢地区 ⑥白川地区 ⑦福岡地区（深谷地区を除く） ⑧福岡深谷地区 ⑨小原地区

### 3. 計画の基本理念・基本目標とその施策の展開

#### 計画の基本理念と基本目標及び重点項目

本市では、今後も高齢化が進行すると予測されることから、基本理念に則り4つの基本目標の実現に向けて、次の4つの重点項目を定め、より具体的に必要な施策に反映していきます。



#### (1) 基本目標1 安心できるサービスの充実

##### 介護予防と生活支援サービス事業

###### ○訪問型サービス

###### ◆訪問介護事業者によるサービス

介護予防訪問介護サービスを利用し、継続が必要な要支援者等に対して、事業所指定の訪問介護員（ホームヘルパー）による身体介護や生活援助の支援を行います。

###### ◆多様なサービス

要支援者等に対し、生活援助等や保健師等による居宅での相談指導等、移送前後の生活支援を生活支援コーディネーターと協議体の協力のもと、地域の実情に応じて必要なサービスの検討を行い、段階的にサービスの提供を実施します。

###### ○その他の生活支援サービス

自立支援のための生活支援サービスとして、生活支援コーディネーターと協議体が協力のもと、地域の実情に応じて必要なサービスの検討を行い、段階的にサービスの提供を実施していきます。



###### ○通所型サービス

###### ◆通所介護事業者によるサービス

介護予防通所サービスを利用し、継続が必要な要支援者等に対して、指定通所介護事業所による生活機能の向上のための機能訓練や通いの場などの支援を行います。

###### ◆多様なサービス

要支援者等に対し、ミニデイサービス、運動やレクリエーションの活動など自主的な通いの場、生活機能を改善するための運動器の機能向上等のプログラム支援を生活支援コーディネーターと協議体の協力のもと、地域の実情に応じて必要なサービスの検討を行い、段階的にサービスの提供を実施します。

###### ○介護予防ケアマネジメント事業

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。基本チェックリストにより把握した介護予防サービスの利用が必要と思われる高齢者に、一次アセスメント、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後のアセスメント、事業評価といったプロセスによる事業を実施します。

## (2) 基本目標2 自分らしい生活の維持

### 一般介護予防事業

#### ○介護予防事業対象者の把握事業

65歳以上の全市民を対象に平成26年度末に実施した「生活不活発病予防対策調査」の結果や地域の実情に応じて収集した情報等（民生委員等からの情報、基本チェックリストなど）の活用により、閉じこもり解消など何らかの支援を要する方を把握していきます。

#### ○介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識を普及・啓発するためのパンフレットの作成・配布や、生活不活発症予防等による講演会を開催していきます。また、「生活不活発病予防事業」を積極的に取り組み、要介護者等への重度化防止と要介護者以外の方の介護予防に効果的な事業を展開していきます。

#### ○地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する知識や技能の習得機会を作り、介護予防に関する指導的役割を担うことのできる人材を養成し地域において効果的に活躍できるように取り組むと共に、要支援者なども参加できる住民の通いの場が充実していくよう地区に働きかけていきます。

#### ○一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の評価を行ないます。

#### ○地域リハビリテーション活動支援事業

宮城県仙南保健福祉事務所、地域の医療機関や老人保健施設等と連携を図り、地域介護予防活動支援事業の開催時において、リハビリテーション職等を活用した事業とすることで、自立支援に資する取り組みを推進します。

## (3) 基本目標3 地域支援資源の活用と繋ぎの推進

### 包括的支援事業

#### ○地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターでは、「介護予防ケアマネジメント事業」、「包括的・継続的マネジメント事業」、「総合相談支援事業」、「高齢者虐待の防止・権利擁護事業（成年後見制度を含む）及び早期発見」の4つの事業を推進します。

#### ○地域包括支援センター機能の強化

在宅医療・介護の連携強化や地域ケア会議、認知症施策、生活支援体制整備の促進を図るため、中核機関となる地域包括支援センターを直営で運営し、その機能を各地域に効率的かつ効果的に反映させるためサブセンター機能を有する施設を配置します。

#### ○相談・情報提供体制の整備

相談窓口の整備として地域包括支援センターや地域型在宅介護支援センター、行政による相談窓口と居宅介護支援事業者における相談機能の充実を図ります。

#### ○地域ケア会議の充実

困難事例やサービスの現状などを解決するため、医療・介護支援事業者、地域包括支援センター等が会同した地域ケア会議を開催し、解決のための方策の充実と参加者のスキルアップを図ります。

#### ○高齢者権利擁護事業の推進

地域生活に困難な状況にある高齢者に対して、成年後見制度利用への支援や高齢者虐待防止ネットワークの構築、消費者被害の防止、日常生活自立支援事業の広報・啓発など高齢者権利擁護の取り組みを推進します。

#### ○包括的・継続的マネジメント事業

主治医やケアマネジャー、地域の関係機関などの多職種での協働及び連携を支援するとともに、長期的・継続的に地域のケアマネジャーに対してケアプラン作成技術の指導や日常的個別指導・相談、支援困難事例への指導・助言等を実施します。

#### ○在宅医療・介護による連携

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるために、地域における医療・介護の関係機関が連携し、地域医師会等との協働により、面的な提供体制を整備していきます。





## 包括的支援事業

### ○認知症高齢者に対する支援

国のオレンジプランを下にした認知症に対する正しい理解を深めるための広報や啓発、認知症ケアパスの普及、早期発見・早期診断の体制整備、地域での生活を支える医療・介護サービス及び地域サポート体制の推進、認知症高齢者の地域支援づくり、認知症カフェ（オレンジカフェ）の開催など認知症高齢者への支援を行います。

### ○生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築

高齢者の在宅生活を支えるために、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図ります。また、本事業は地域支援事業の生活支援体制整備事業として活用することにより、支援体制の充実を図ります。

## (4) 基本目標 4 互いに支え合う地域づくり

### 高齢者福祉施策

#### 高齢者福祉サービス

##### ○在宅老人等紙おむつ給付事業

高齢者の在宅生活を経済的に支援するため、在宅で要介護3以上や認知症の高齢者及び重度身体障害者を対象に、紙おむつの給付を行います。

##### ○家族介護慰労金支給事業

市民税非課税世帯の要介護4・5の高齢者で、介護サービスを1年間利用しないで常時介護している方を対象に、年額10万円を上限として支給します。

##### ○配食サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯等の方を対象に、月曜日から金曜日まで、自宅へ夕食を配達し自立生活への支援を行います。

##### ○居宅介護支援事業者等支援事業費補助事業（住宅改修支援）

介護支援専門員等が行う住宅改修支援業務について、市が居宅介護支援事業者等への支援を行います。

##### ○スパッシュランドしろいし入館利用助成事業

満70歳以上の高齢者を対象に、利用割引券を交付して、高齢者の日常生活にゆとりや潤いのある場、交流の場づくりを支援します。サービスについて、広報等による周知に努めます。

##### ○訪問理容サービス事業

要介護3以上の高齢者や高齢者世帯を対象に、訪問理容サービスの提供を行うことにより、高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援します。サービスについて、広報等による周知に努めます。

##### ○成年後見制度利用助成事業

判断能力に支障のある高齢者などの権利を保障する成年後見制度の利用に要する経費や成年後見人の報酬等の助成を行います。また、地域包括支援センターや関係機関と連携し、市民や事業者への啓発を行います。

##### ○高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）12世帯への入居者に、入居者が自立して安全で快適な生活が営めるよう生活援助員を派遣し、日常生活上の相談や援助を行います。

##### ○高齢者等安心見守り事業

病弱なひとり暮らしの高齢者宅等への緊急通報端末や24時間間隔で人の動きを感知する安否確認センサーの設置、また、月1回のお元気コール等による高齢者の見守り体制を充実するとともに、協力員の確保を図ります。

##### ○寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

要介護3以上の高齢者を対象に、寝具類等の洗濯、乾燥及び消毒のサービス提供を行い、高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援します。サービスについて、広報等による周知に努めます。

##### ○高齢者バス乗車証等交付事業

高齢者の移動手段を確保するため、70歳以上の高齢者を対象に、ミヤコーバスのバス乗車証と一乗車につき100円負担の乗車券を交付し、高齢者の移動を支援します。



## 高齢者福祉サービス

### ○生きがいデイサービス事業（ほっとくらぶ）

スパッシュランドしろいし（ほっとくらぶ・スパ）及び薬師の湯（ほっとくらぶ・薬師）で、おおむね65歳以上で要介護認定に該当しない方を対象に、生活指導、レクリエーション・軽スポーツ、趣味・教養活動、送迎、昼食、入浴サービスなどを実施するとともに、一般予防事業化の検討を行います。

### ○老人福祉センター利用助成事業

満70歳以上の市民全員に、「ほっときゃっするパス」を交付し、パス提示により薬師の湯入浴料の一部を助成し、高齢者の健康増進及び交流活動の支援を図ります。

### ○救急医療情報キット配布事業

高齢者世帯等の希望者に、万が一の救急時に対する備えとして、かかりつけ医・服薬情報・緊急連絡先などの情報を記載した救急医療情報キットを配布します。また、地域住民が啓発や申請等を行う協力員となって、地域での支え合い体制の向上を図ります。

### ○高齢者等地域ささえ愛互助活動支援事業

協会会員と利用会員からなる会員登録制の有償ボランティア制度を活用した支え合いネットワークを通じ、買い物、食事の準備・掃除・洗濯などの家事支援サービスと通院や買い物等への移動支援サービスを実施し、市民ボランティア活動を促進し、高齢者の在宅生活を支援していきます。

広く協会会員の募集を行うとともに、高齢者自身も会員として協力願い、高齢者の健康維持、介護予防の一助となるよう推進します。また、高齢者が安心して暮らせるために地域の互助活動として運営されるふれあいサロン事業では、サロンの新設や充実した運営を図り市民交流を支援していきます。



行政課の広報

## 4. 介護・介護予防サービス

### 居宅サービス

#### ○訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーなどが要介護者等の家庭を訪問し、排泄・食事・入浴などの介護、掃除・買い物等の家事、生活や介護等の相談・助言などのサービスを提供します。

#### ○訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが要介護者等の家庭を訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助等のサービスを提供します。

#### ○訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師、理学療法士、作業療法士などが、要介護者等の家庭を訪問し、心身の機能維持を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。

#### ○居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、要介護者等の家庭を訪問し、療養生活を送るために必要な管理および指導のサービスを提供します。

#### ○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

特殊浴槽などを持って要介護者等の家庭を訪問し、入浴介護のサービスを提供します。

#### ○通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターにおいて、生活指導、日常生活訓練、健康チェック、食事、入浴、機能訓練、送迎等のサービスを提供します。

#### ○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院、診療所などにおいて、機能訓練、食事、入浴、送迎などのサービスを提供します。

#### ○短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などを短期間利用し、必要な介護や機能訓練などのサービスを提供します。

#### ○短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設、介護療養型医療施設などを短期間利用し、医学的管理のもとに、必要な介護や看護、機能訓練などのサービスを提供します。

## 居宅サービス

○特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入  
ポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助具など入浴や排泄のために使う用具の購入費の一部を支給します。

○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与  
特殊ベッド、車イス、エアーマット、リフト、歩行支援具、徘徊感知用具など、自立を支援するために必要な福祉用具の貸与のサービスを提供します。

○住宅改修・介護予防住宅改修  
家庭での階段や廊下、玄関の手摺りの取り付け、浴室、玄関の段差解消など小規模な改修について、その一部の費用を支給します。

○特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護  
指定を受けた特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）で生活している要介護者等に、介護、機能訓練など必要な支援のサービスを提供します。

○居宅介護支援・介護予防支援  
高齢者本人や家族のサービス利用意向を踏まえつつ、要介護者等の状態に合わせた介護・介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。

## 地域密着型サービス

○地域密着型通所介護（小規模デイ）  
定員18人以下の小規模通所介護事業所において、生活指導、日常生活訓練、健康チェック、食事、入浴、機能訓練、送迎等のサービスを提供します。

○認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護  
認知症の要介護者等について、認知症専門のデイサービスセンターやグループホーム等の居間・食堂などの共用スペースにおいて、生活指導、日常生活訓練、健康チェック、入浴、機能訓練などのサービスを提供します。

○認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）  
要介護等の認定を受けた認知症高齢者がグループホームで、共同生活を送ることにより、生活感覚の回復や落ち着いた生活が可能となるような支援を行うことを基本に、日常生活上の必要な介護などを提供します。

○小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護  
「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供します。

○地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）  
定員30人未満の特別養護老人ホームにおいて、常時介護が必要な方に対して、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排泄などの日常生活上の介護や機能訓練その他必要な援助のサービスを提供します。

○看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）  
小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）について、介護保険サービス事業者等との調整を含めて検討します。

## 施設サービス

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
常時介護が必要な方に対して、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の介護や機能訓練その他必要な援助など施設サービスを提供します。

○介護療養型医療施設  
長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、介護および機能訓練その他日常生活上の援助を行います。

○介護老人保健施設（老人保健施設）  
施設サービス計画に基づき、看護、介護及び機能訓練、その他日常生活上の援助を行うことにより、在宅生活への復帰を支援する施設サービスを提供します。



## 5. 第6期計画期間の介護保険料



平成27年度から平成29年度までの介護予防サービス・介護サービスの想定される必要量から、介護保険料を算出しました。

65歳以上の第1号被保険者の保険料については、国の指針に基づき負担能力を反映して段階別に設定しています。第6期介護保険事業計画では、所得水準に応じて6段階から9段階に見直し細分しました。その結果、本市における平成27年度から平成29年度までの介護保険料基準額は、下表の第5段階の月額で5,100円、年額で61,200円になります。



### <65歳以上の第1号被保険者の保険料>

所得段階	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受けている方</li> <li>世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者</li> <li>世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の方</li> </ul>	基準額×0.45	→	2,295円 (月額)	27,500円 (年額)
	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下の方</li> </ul>	基準額×0.75	→	3,825円 (月額)	45,900円 (年額)
	第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が120万円超の方</li> </ul>	基準額×0.75	→	3,825円 (月額)	45,900円 (年額)
	第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいる場合)かつ本人の年金収入等が80万円以下の方</li> </ul>	基準額×0.90	→	4,590円 (月額)	55,000円 (年額)
	(基準)第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいる場合)かつ本人の年金収入等が80万円超の方</li> </ul>	基準額×1.00	→	5,100円 (月額)	61,200円 (年額)
	第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税の方(合計所得金額が120万円未満の場合)</li> </ul>	基準額×1.20	→	6,120円 (月額)	73,400円 (年額)
	第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税の方(合計所得金額が120万円以上190万円未満の場合)</li> </ul>	基準額×1.30	→	6,630円 (月額)	79,500円 (年額)
	第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税の方(合計所得金額が190万円以上290万円未満の場合)</li> </ul>	基準額×1.50	→	7,650円 (月額)	91,800円 (年額)
	第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税の方(合計所得金額が290万円以上の場合)</li> </ul>	基準額×1.70	→	8,670円 (月額)	104,000円 (年額)

※計画期間中には、国の動向により、基準額に対し割合が変動される場合があります。

### <概要版>

## 第6期白石市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成27年3月

発行元／白石市民生部長寿課・健康推進課